## 第6期箕面市障害福祉計画・第2期箕面市障害児福祉計画の概要

## I 位置づけ、計画期間

位置づけ:障害者総合支援法に基づき策定する、箕面市の障害福祉サービスの提供体制の確保や円滑な実施に関する計画

計画期間:令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間 ※児童福祉法の改正により、平成30年度から障害児福祉計画を定めることとなった。

各計画の内容	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
長期計画 (10年計画) 基本的な理念・目標・施策 の方向性等	第3次箕面市障害者市民の長期計画(みのお'N'プラン)									
障害福祉計画 (3年計画) 障害福祉サービスの必要 見込量、確保の方策等	第3期計画	第4期第	笔面市障害剂	富祉計画		笔面市障害福 面市障害児		第6期箕面市障害福祉計画第2期箕面市障害児福祉計画		

# Ⅱ 主な内容

1. 基本理念(10年計画より)

すべての人が、障害の有無や程度に関わりなく、一人の人間として尊重され、 平等な権利を持ち、地域社会の構成員として共に暮らす ノーマライぜーション インクルージョン

- 2. 基本目標(10年計画より)
  - ① 誰もが排除されることなく、地域で共生する社会(インクルーシブ社会)の実現
  - ② 自己選択・自己決定の尊重、意思決定の支援と、社会環境整備の推進
- 3. 重点施策
- 4. 第5期計画の実績(手帳所持者数やサービス利用者数など)
- 5. 障害福祉サービスの必要見込量、確保の方策

#### 6. 分野別施策の行動目標

1. 生活環境の整備

都市整備、移動支援、住宅 確保、情報、防災

4. 療育・教育の充実

療育・幼児教育の充実、学 校教育の充実

2. 雇用・就労の充実

雇用促進、就労支援、多様 な就労の場の確保

5. 権利擁護施策の推進

人権擁護・啓発の推進、権 利擁護の推進

3. 保健・医療の充実

保健・医療の充実、医療的 ケア対応、リハビリの充実

6. スポーツ・文化活動 等の社会参加の機会の 充実

7. 計画の推進体制と進行管理

## □ 今回の計画に係る基本指針について(令和2年3月9日障害保健福祉主管課長会議資料より)

- 1. 指針の見直しの主なポイント
  - 地域における生活の維持及び継続の推進 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
  - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 相談支援体制の充実・強化等
  - 福祉施設から一般就労への移行等
  - ○「地域共生社会」の実現に向けた取組
  - 発達障害者等支援の一層の充実
- 2. 成果目標の見直しの概要
  - 施設入所者の地域生活への移行
  - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 相談支援体制の充実・強化等
  - 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
  - 福祉施設から一般就労への移行等

- 障害者の社会参加を支える取組
- 障害福祉サービス等の質の向上
- 障害福祉人材の確保
- 障害児支援の提供体制の整備等

  - 障害福祉サービス等の質の向上